

2026年

5.27全労連・東京地評争議支援総行動・争議紹介

午前の部

Aコース↓

JMITU 日本IBM支部

日本IBMが定年後再雇用に当たって賃金を大幅に切り下げていることに対して、組合が処遇改善を要求したのが発端です。賃金切下げの根拠について、組合は、パートタイム・有期雇用労働法の説明義務に基づく具体的な説明を求めました。

しかし、日本IBMは、抽象的な回答を繰り返すばかりで、誠実に応じませんでした。都労委は、日本IBMの対応が労働組合法の禁じる不誠実な団体交渉に当たるとして、誠実な対応と、今後不当労働行為を繰り返さない旨のポスト・ノティスを命じました。日本IBMは中労委に再審査申し立てをしました。

抗議先：日本アイ・ビー・エム株式会社

Bコース↓

東京スクールカウンセラー争議 (公務公共一般労働組合)

東京都教育委員会は、2023年度末にスクールカウンセラー(SC)250人を雇止めしました。このことを受け、10人のSCが原告となり、東京都に対し、職場復帰を求めて裁判で争っています。

東京都はSCの従前の勤務実績を一切考慮せず、わずか20分の面談のみでベテランのSCを振り落とししました。

裁判で、東京都は面談記録、選考基準、面談マニュアルなど能力実証に関する重要な資料を提出することを拒み続けています。



抗議先：東京都

BCコース↓

JAL不当解雇撤回争議団 (JAL被解雇者労働組合)

都労委への不当労働行為救済申立から4年8ヶ月。とうとう1月15日に争議の根幹ともいえる画期的な命令が出された。解雇を強行しなくても更生計画の人員削減数を超過達成していた事実を示す組合に対し、JALは根拠を示して誠実に交渉せよとするもの。

しかし、文書交付も履行せず、再三の要求にもかかわらず2ヶ月経って行われた交渉でもまともに答えず命令にも従わない、こうしたJALの対応は、明確なコンプライアンス違反である。(中立保持義務違反については中労委に再審査をおこない、引き続き都労委では、優先雇用事件について新たに申立をおこなった新件とともに審査が続けられており、JALの矛盾、不当性を明らかにしていく)

この命令をいかしてさらに運動を大きく広げ、早期全面解決に向けてたたかっていく。

抗議先：日本航空株式会社

Dコース↓

昭和ゴム労働組合 (全労連・全国一般東京地本・千葉地本)

2008年に経営参入した悪徳ファンドAPFは2009年に会社分割して組合員は新設子会社の社員にして親会社昭和HDとの団体交渉権を剥奪しました。土地・設備は昭和HDの所有にして、子会社は多額な賃借料、経営指導料を支払うので業績に大きく影響し、子会社の従業員の賃上げ、一時金に打撃を与えています。

現在親会社との団交権を勝ち取るため昭和HDの団交拒否で3回目の都労委を闘っています。今年1月16日に結審して命令待ちです。

2015年に柏工場がある土地が売却され20年間の事業用定期借地権で操業も契約は残り9年、労働組合は再契約を求めています。親会社昭和ホールディングスとの団交は重要です。

抗議先：昭和ホールディングス

Dコース↓

民事法務労働組合 (全労連・全国一般東京地本)

法務局の仕事は全国同じです。同じ業務を行っているにもかかわらず競争入札では、地域最低賃金が基準となり、時給に格差が生じます。同一労働同一賃金を主張し格差是正を求めます。最賃に張り付いている限り入札額が非常に低く、ペアーも望めません。キャリアにそった時給、企業最賃を導入し安定した入札額にしたいです。入札毎に訪れる雇用不安。低賃金のうえ不安定雇用からも脱却するために労働条件の改善を求めて行きます。

また、2024年10月からの受託で、熊本法務局で約40年の経験のある山田さんの不当な雇い止めを強行したため、都労委で、その撤回を求めて闘っています。

抗議先：法務省

ABCDコース↓

明治乳業争議団

都労委第3次39事件審査は、全事件併合審査で切り拓いた新たな到達点をつくり全て終了。労働委員会の期日外指揮の下で和解の可能性を求め粘り強く発揮されています。

申立人らは公益委員の指揮を受け止め全面解決を可能にする過程にあります。41年長期にわたる争議解決への決意で取り組んでいます。

抗議先：株式会社 明治

Aコース↓

日立の「村田さんを支援する会」 (電機・情報ユニオン)

日立製作所(以下、日立)の村田光裕さん(69歳)は2022年4月30日、前年4月より施行された改正高齢者雇用安定法(高年法)が適用されず、雇用契約期間満了で解雇されました。職場では、65歳以上の労働者は働いており、村田さんを恣意的に差別した解雇でした。その後、日立はこれまで行っていた団体交渉も拒否しました。

村田さんは、行政機関への要請や一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)へ2回目の救済申出を行い、現在はOECD多国籍企業行動指針に基づく日本連絡窓口の日本NCPへの行動指針に係る問題提起を行い、正式に受領されて検討段階に入っている所です。

又、日立の田中章夫さん(67歳)は2024年3月31日、65歳の雇用契約期

間満了で解雇されました。65歳以降の雇用確保を1年前から求めていたのに対して、団体交渉では、65歳以降の雇用確保は努力義務なので、法違反ではないと説明し、その後の団体交渉を拒否されています。

村田さんと田中さんは、「村田さんを支援する会」を結成して地域に運動を広げ、自らの65歳以降の就業確保と希望者全員の雇用継続の実現をめざして取り組んでいます。

日立が強行する差別・人権侵害は許せません。

日立の人権方針を反故する行為は許せない、要請行動と団体交渉に応じる、65歳以降の就業を確保せよ。

抗議先：株式会社 日立製作所

Cコース↓

北海道医労連 (釧路赤十字病院 自死裁判)

釧路赤十字病院の新人看護師村山譲さんが上司のパワハラで就職後半年で自死した事件。遺族が日本赤十字社に安全配慮義務違反による損害賠償で提訴。現在は和解協議中で、謝罪、再発防止策、慰謝料を求めている。



抗議先：日本赤十字社



2026年

5.27全労連・東京地評争議支援総行動・争議紹介

午後の部

Aコース↓

ミニサーキットヨコハマ対策グループ (全労連・全国一般神奈川地本)

原大志組合員は入社してわずか半年後に異動となり、法外な賃金カットが行われました。その後、会社は不当な退勤命令や出勤停止命令、懲戒処分を立て続けに出し、ついに2024年12月3日付で解雇通知が出されました。

裁判の第1回期日では、会社側は代理人弁護士3人が出席するのみで、会社代表や役員は欠席。また、会社に団体交渉申入に訪れても、インターホンにも出ず、留守番モードでの対応を続けています。団体交渉申入れや職場新聞配布行動などにも継続的に取り組んでいますが、会社側は全く誠実な態度を見せていません。

1日も早い争議の全面解決を目指して、がんばります。

抗議先：ミニサーキットヨコハマ株式会社

Aコース↓

JMITU Alphabetユニオン支部

- 都労委:部活説明からの追い出しと組合ビラの回収
- 中労委:団交拒否
- 裁判1:PIPを悪用した不当解雇
- 裁判2:退職勧奨を断ったことに対する報復的賞与減額



抗議先：グーグル合同会社

Bコース↓

原口朋弥さんを支援する会

原口朋弥さんは、ハラスメントと不当な人事評価により心身を壊され、うつ、ADHDと診断。合理的配慮もなく東京国税局から分限免職(解雇)。処分を追認した人事院判定の不当性を問う裁判中。障害者をはじめ労働者の権利擁護のためです。



抗議先：東京国税局

Bコース↓

全厚生闘争団 (国公労連)

年金制度への不満、年金行政への不信を全て現場職員に転嫁した不当解雇に対し、撤回を求めてたたかっています。

裁判闘争は終結しましたが、現在は法廷外での解決、採用差別撤廃を求め厚労省等へ要請を続けています。



抗議先：厚生労働省

全労連 全国労働組合総連合

連絡先/東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL.03-5842-5611 FAX.03-5842-5620 <https://www.zenroren.gr.jp/>

東京地評 東京地方労働組合評議会

連絡先/東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6F
TEL.03-5395-3171 FAX.03-5395-3240 <https://www.chihyo.jp/>

Cコース↓

厚生荘病院労働組合 <労働委員会>

<労働委員会>

21年12月末病院閉鎖に伴う雇用について、退職前提でなければ団交に応じなかった事について、団交拒否の不当労働行為で申立て。

<地位確認・東京高裁>

21年12月末で病院閉院。希望退職に応じなかった組合員10名を解雇。整理解雇四要件のうち、解雇の必要性、解雇回避努力、組合との交渉について地裁で争う。原告は閉院の必要性、湖山グループ内での出向努力が不十分、退職前提でない団交に応じないなどを主張したが、地裁は2月19日に原告の請求を全て棄却する不当判決。2月25日に高裁へ控訴。

<組合事務所使用妨害・東京地裁>

21年12月末病院閉院に伴い囲いを作り、敷地内の組合事務所に立ち入りができなくなったことについて、組合事務所使用妨害で提訴。病院のあった土地は同グループの大和会に売却されたため、大和会へも提訴。相手側は立ち退きを求め反訴してきている。

抗議先：湖山医療福祉グループ
愛生会 厚生荘病院

Dコース↓

愛知アクリル争議支援共闘会議 (全労連・全国一般愛知地本)

工場閉鎖の決定と共に2020年9月末に組合員10名全員が解雇され2020年10月に名古屋地裁に、地位保全のための解雇無効と損害賠償請求として提訴、2023年2月15日に会社解散での解雇は有効とした不当判決が出され、最高裁2024年3月に判決が確定、一方都労委においては、和解交渉時における第2組合との賃金差別の是正を含む、解決金約1.2億円を提示後、和解交渉の打ち切りで、解決金を一切支払わない、その後の団交拒否に対して、第2組合員との差別を認める不利益取扱い、差別是正の約束を反故にする支配介入であり団交拒否は明らかに不当労働行為とし、救済命令を求め2025年12月に何れも却下の不当命令が出た為、中労委へ再審査の申し立てを行うと共にILOの人権委員会や人権とビジネスへの訴えを進め、争議の早期解決を求めて奮闘中です。

抗議先：タケケミカル日本株式会社(日本アクリルの親会社)
日本アクリル化学株式会社

CDコース↓

計器工事関連分会 (全労連・全国一般東京地本)

東京電力グループ企業のワットラインサービス社で、長年電気メーターの交換作業に従事してきた労働者を労働者として認めず、組合排除を目的として雇止めを強行、都労委・中労委の命令を無視して団交拒否を続けてきた。

東京地裁から緊急命令が出され、一度は形式的に団交に応じたが、その後は拒否を続けている。親会社のパワーグリッドと東光高岳の団交拒否は都労委で係争中、雇止めは高裁で係争中。



抗議先：東京電力パワーグリッド

